

○財務省告示第四十号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
平成二十五年一月十八日に発行した利付国債の発  
行条件等を次のとおり告示する。

平成二十五年二月十三日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（五年）（第一百七  
回）

二 発行の根拠 財政運営に必要な財源の確保を  
図るための公債の発行の特例に  
関する法律（平成二十四年法律  
第一百号）第二条第一項

三 振替法の適用 社債、株式等の振替に関する法  
律（平成十三年法律第七十五号）  
以下「振替法」という。）の規定

四 発行方法

の適用を受けるものとし、その  
振替機関は日本銀行とする。  
価格を競争に付して行われる入  
札（以下「価格競争入札」とい  
う。）による発行（以下「価格競  
争入札発行」という。）、価格競  
争入札と同時に行われる入札で  
あって、価格競争入札において  
定められた利率をその利率とし、  
価格競争入札において募入  
の決定を受けた各申込みの応募  
価格を募入額により加重平均し  
て得られる価格をその発行価格  
とするものによる発行（以下「非  
競争入札発行」という。）及び価  
格競争入札と同時に行われる入





十三 経過利子の払込み

(一) 募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第二十号に規定する期日に払い込むものとする。

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{0.2}{100} \times \frac{29}{365}$$

十四 初期利子

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十・三一五を乗じた金額(ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国法人である場合には、前記(一)の算式により算出した金額)を適用する。該非居住者又は外国法人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額(を控除することができない。平成二十五年六月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。))。

$$\text{額面金額} \times \frac{0.2}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五 第二期利子以後

毎年六月二十日及び十二月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属す

